

「2014年 LEC全日本社労士公開模試 第3回」から  
第46回社労士試験【択一式】労災法 問5-Eの出題が**的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU14721 p.10]

<第3回 択一式 労災法 問4-オ>

オ 行政庁は、労働者を使用する者、労働保険事務組合、一人親方等の団体、特定作業従事者の団体のほか、労働者派遣法に規定する派遣先の事業主に対しても、労災保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

(解答 ○ 労災法 46 条)

本試験出題はこうでした！

第46回 社労士試験 問題  
【択一式】 労災法 【問5-E】

E 所轄都道府県労働局長又は所轄労働基準監督所長は、派遣先事業主に対して、労災保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

(解答 ○ )

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。